

## ■主な記事

- 1人につき。マイナンバー、今後のスケジュール、通知カードと個人番号カード…2・3
- 制度に関するQ&A……………4

# 10月から、市民の皆さん一人一人の マイナンバーを通知します

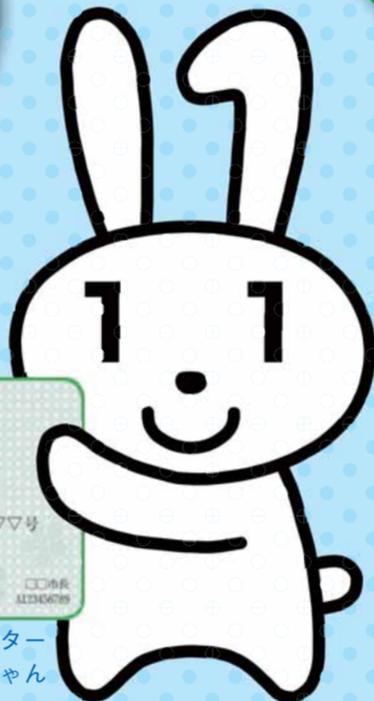
来年1月から、  
**社会保障・税務の  
手続きで**  
マイナンバーが  
必要になります。

**住民票の  
住所の世帯主**  
宛てに簡易書留で  
通知します。

**個人情報**を  
保護するために、  
**さまざまな対策**  
を立てています。



マイナンバーキャラクター  
マイナちゃん



詳しくは  
2・3面へ

市職員がマイナンバーを電話でお尋ねすることはありません。

### マイナンバー制度全般に関する問い合わせ

国のコールセンター 《全国共通ナビダイヤル》  
平日 9:30 ~ 17:30 (12/29 ~ 来年 1/3 は除く)

**☎ 0570-20-0178**

- 制度全般については、内閣府ホームページ <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>
- 通知カード、個人番号カード関連は、J-LIS(地方公共団体情報システム機構)ホームページ <http://www.kojinbango-card.go.jp/>

※一部IP電話などで上記ダイヤルにつながらない場合は、☎050-3816-9405  
※英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応は、☎0570-20-0291



### 通知カードや個人番号カード全般に関する問い合わせ

国のコールセンター 《全国共通ナビダイヤル》

**☎ 0570-783-578**

開設期間は、10/1~来年3/31(12/29~来年1/3は除く)  
平日 8:30~22:00、土・日・祝日 9:30~17:30  
4/1以降は、平日 8:30~17:30

- ※一部IP電話などで上記ダイヤルにつながらない場合は、☎050-3818-1250
- ※英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応は、☎0570-064-738

### 「通知カード」や「個人番号カード」の交付に関する問い合わせ

#### 鎌倉市マイナンバー専用コールセンター

開設期間は、10/1~来年1/22 平日 8:30~17:15 (12/29~来年1/3は除く)  
1/23以降は、上記に加え第2・4土曜日の8:30~16:30も開設

聴覚障害者専用ファクス番号

**☎ 61-2300**

**FAX 23-8800**

# 1人につき。マイナンバー

マイナンバー（個人番号）は、国民一人一人が持つ12桁の個人番号のことで、社会保障、税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤です。

10月以降、簡易書留郵便で世帯主宛に世帯全員のマイナンバーを郵送します。それぞれのマイナンバーは、郵送される「通知カード」に記載されています。今後、勤務先への提示や社会保障、税務関係の手続きなど、さまざまな場面で必要になりますので、大切に保管しましょう。

平成28年1月以降、マイナンバーは右の手続きなどで必要になります。



## 社会保障関係の手続き

- 雇用保険の資格取得や確認・給付申請
- 医療保険の各種給付の請求
- 福祉分野の給付・生活保護の申請 など

## 税務関係の手続き

- 税務署に提出する確定申告書・届出書・法定調書などに記載
- 都道府県・市町村に提出する申告書、給与支払報告書などに記載 など

## 今後のスケジュール

平成27年10月以降順次	・住民票がある全ての人に「通知カード」を送付し、マイナンバーを通知します
28年1月予定	・マイナンバーの利用を開始します 医療保険・雇用保険などの社会保障や税務の手続きでマイナンバーが必要になります。 ・個人番号カードの交付が、市役所で始まります（申請した人のみ）
29年1月予定	・マイナポータル(※)の運用を開始します
7月予定	・地方自治体を含めた情報連携を開始します 各種証明書の取得や提出といった、市民の皆さんの負担が軽減されます。

※マイナンバーのポータルサイト。行政機関が自分の情報をいつ、どことやりとりしたのか確認できるほか、行政機関が保有する自分に関する情報や行政機関からのお知らせなどを、インターネットを通じてパソコンなどから確認できる自分専用のページです（利用には個人番号カード(後述)が必要です）

# 通知カードと個人番号カード

## 通知カード（住民票がある全ての人にお届けします）

10月以降に順次郵送します

マイナンバー・氏名・住所・生年月日・性別などが記載された紙製のカードで、個人のマイナンバーを証明するものです。本人確認書類としての利用はできません。

### 全世界に簡易書留で送付

手続きは不要です。10月以降、住民票の住所の世帯主宛てに世帯全員分の通知カードなどを簡易書留でお届けします。平成27年10月5日の時点で住民票がない人には、住民票に記載され次第、順次お届けします。また、この送付に、郵便局の転居・転送サービスは適用されません。住民票の住所と異なる所に住んでいると、受け取ることができない可能性がありますので、ご注意ください。住民票の手続きについては、市民課（☎61-3903）にお問い合わせください。

簡易書留には次のものが入っています。

- ①マイナンバーの「通知カード」
- ②「個人番号カード」の交付申請書と返信用封筒
- ③説明書

引っ越しや結婚などで、記載内容に変更が生じた場合は、市役所で変更手続きが必要です。通知カードに有効期限はありません。紛失などによる再交付は有料（500円）です。

### ▼通知カードのイメージ



②個人番号カード交付申請書

## 個人番号カード（希望者に交付します。申請が必要です）

来年1月から交付します

無料で取得できるICチップ内蔵のプラスチック製のカードで、公的な本人確認書類です。

### どうすれば申請できるの？

通知カードの下についている個人番号カード交付申請書(左図)に必要事項を記入し、顔写真を貼付の上、同封の返信用封筒で返送(申請)してください。申請はスマートフォンなどからもできます。

個人番号カードの交付時に、通知カードと引き換えていただきます。

### どんなことが書かれているの？

表面には顔写真・氏名・住所・生年月日・性別・カードの有効期限などが記されます。裏面にはマイナンバーなどが記されます。通知カードと同様に、記載内容に変更が生じた場合は、市役所で変更手続きが必要です。

### 何ができるカードなの？

- 運転免許証やパスポートと同様に、公的な本人確認書類として利用できます
- マイナンバーが必要な各種手続きの際に、マイナンバーの確認と本人確認がこのカード1枚でできます
- インターネット上で確定申告などを行う際に本人であることを証明する電子証明書が、ICチップに入っています
- 平成29年1月に開設予定のポータルサイト「マイナポータル」を利用する際にも必要です

### ICチップに入っている情報は？

ICチップ内の情報は、カードに記載されている情報と電子証明書などに限られており、税の情報などの社会保障・税務関係の具体的な個人情報は記録されません。

### ▼個人番号カードのイメージ



### 有効期限は？

個人番号カードの有効期限は、日本国籍の20歳以上の人は発行日から10回目の誕生日まで、20歳未満の人は発行日から5回目の誕生日までです。外国籍の人は市民課（☎61-3903）へお問い合わせください。

### 交付に掛かる費用は？

無料です。ただし、紛失などによる再交付は有料(1,000円)です。

# マイナンバー制度に関する Q & A

## セキュリティ対策

**Q** よく「個人情報を一元管理する」と聞きますが、社会保障や税の情報を同じ番号で管理すると、マイナンバーが漏えいしたときに、それらの情報も芋づる式に漏えいしてしまうのではないですか？

**A** いいえ、一元管理はしません。現在と同様、個人情報は各行政機関で管理し、必要な情報を必要なときだけやりとりします。今後も、マイナンバーを元に特定の機関に共通のデータベースを構築することはありません。万が一、1カ所で漏えいがあったとしても、他の役所との間では遮断され、個人情報が芋づる式に抜き出せない仕組みになっています。

## マイナンバーの自己管理

**Q** 自分のマイナンバーを取り扱う際に、気を付けることは何ですか？

**A** マイナンバーは、生涯にわたって使用する番号なので、カードをなくしたり、他人に渡したりしないように大切に管理してください。法律や条例で決められている社会保障、税務などの手続きで、行政機関や勤務先などに提示する以外は、むやみにマイナンバーを他人に教えないようにしてください。また、ほかの手続きのパスワードなどにマイナンバーを使わないようにしましょう。

## 市役所での手続き

**Q** マイナンバーが導入されると添付書類が不要になるといわれていますが、住民票の写しや戸籍の添付が全て不要になるのですか？

**A** 手続きによります。平成29年1月から国の行政機関などで、7月から地方自治体で情報の連携が始まり、社会保障や税務などの手続きで住民票の写しなどの添付が不要になります。それ以外の分野の行政手続きでは、引き続き住民票の写しなどの添付が必要です。

また、戸籍は現時点でマイナンバー制度の対象ではないため、マイナンバーの利用が始まってからも従来どおり提出していただく必要があります。

**Q** 今持っている住民基本台帳カードはどうなるのでしょうか？

**A** 住民基本台帳カードの有効期限は発行から10年間、また、ICチップに格納されている電子証明書の有効期限は発行から3年間です。いずれも期限満了日まで使用できますが、個人番号カードは、住民基本台帳カードの機能も担うので、個人番号カード交付時に住民基本台帳カードは回収します。

**Q** ほかにどのような対策を立てていますか？

**A** 行政機関同士での情報のやりとりは符号で行い、マイナンバーを直接使用しません。マイナンバーの取り扱いに関する監視・監督は、第三者委員会である特定個人情報保護委員会が実施します。

故意にマイナンバー付きの個人情報ファイルを提供した場合などは、重い罰則が適用されます。

**Q** もしマイナンバーが第三者に知られたら、悪用されるのではないですか？

**A** マイナンバーを使って社会保障や税などの手続きを行う際には、個人番号カードや運転免許証などの顔写真付きの身分証明書などにより、本人確認を厳格に行うことが法律で行政機関に義務付けられています。万が一、マイナンバーが漏えいしても、その番号だけで手続きを行うことはできません。また、マイナンバーが漏えいした場合には、本人の請求などにより、マイナンバーを変更することができます。



**Q** 10月になったのに通知カードが届きません。連絡した方が良いですか？

**A** 通知カードは、10月以降に順次発送します。全ての人に届くまでは時間がかかるため、10月中に届くとは限りません。11月末までに届かない場合は、市で通知カードを保管している場合がありますので、市マイナンバー専用コールセンター（☎61-2300）へご確認をお願いします。

**Q** 個人番号カードは、申請してからどのような流れで交付されるのですか？

**A** 個人番号カードは、来年1月以降にJ-LIS（地方公共団体情報システム機構）が作成し、市役所に送付します。市役所にカードが届いてから、申請した人に交付のご案内を順次郵送します。

